

尾張旭市選挙管理委員会（令和7年第8回）会議録

1 開催日時

令和7年12月1日（月）

開会 午前9時30分

閉会 午前9時45分

2 開催場所

尾張旭市役所南庁舎2階 201会議室

3 出席委員

委員 森賀則、堤美昭、服部一

4 欠席委員

委員長 赤尾勝男

5 傍聴者数

0名

6 出席した事務局職員

書記長 加藤剛、次長 西尾裕子、係長 堀和彦、書記 水野史章

7 議題

第32号議案 選挙人名簿の登録について

第33号議案 選挙人名簿の登録の抹消について

第34号議案 在外選挙人名簿の登録について

8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和7年第8回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>なお、本日、赤尾委員長より御欠席の連絡をいただきております。そのため、地方自治法第187条第3項の規定に基づき、委員長に事故がある時は、職務代理者がその職務を代理することが定められています。</p> <p>本日の議事進行は、委員長職務代理者である森委員にお願いしたいと存じます。</p> <p>本日の議案は、12月の定時登録の2議案と在外選挙人名簿の登録についての1議案、合計3議案でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、森委員お願いします。</p>
-----	---

職務代理	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(職務代理者あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。</p> <p>第7回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等はありますか。</p>
	<p>(なし)</p>
職務代理	<p>それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。</p> <p>12月の定時登録に関する第32号議案「選挙人名簿の登録について」、第33号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第32号議案、第33号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第32号議案「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかたを同日に登録しなければならないとされており、本日は12月の定時登録を行おうとするものでございます。</p> <p>それでは、議案の被登録資格者をご覧ください。今回の登録は、令和7年12月1日を登録基準日及び登録日としまして、令和7年9月1日の定時登録以降の該当者について行うものでございます。</p>

まず、被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する年齢満18歳以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者となっております。

このため、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成19年9月3日から平成19年12月2日までの出生者、住所要件が、令和7年6月2日から令和7年9月1日の転入者ということになります。

次に第33号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者について、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿から抹消するものでございます。

今回の抹消は、令和7年9月1日の定時登録の抹消した者以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき、又は市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。

このため、今回抹消される方は、令和7年9月1日から令和7年11月30日までの死亡者又は国籍喪失者と、令和7年5月1日から令和7年7月31日までの市外への転出者でございます。

次に、本日配布させていただいた登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。

また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。

第32号議案及び第33号議案の説明については以上でございます。それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお回ししますので、確認をお願いします。

職務代理	では、第32号議案及び第33号議案について、何かご質問等はございませんか。
委 員	(なし)
職務代理	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第32号議案及び第33号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
職務代理	第32号議案及び第33号議案は可決されました。 続きまして、第34号議案「在外選挙人名簿の登録について」事務局より説明をお願いします。
事務局	第34号議案「在外選挙人名簿の登録について」、ご説明いたします。 公職選挙法第30条の6第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録しなければならないとされています。 このことにつきまして、3名の方から登録申請があり、最終住所地と本籍地を確認しましたところ、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有すると認められましたので、名簿に登録

	<p>しようとするものでございます。</p> <p>参考としまして、直前の9月1日時点の登録者数、今回、1月1日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。</p> <p>全体で、47名の方が在外選挙人名簿に登録されていることになります。</p> <p>第34号議案の説明は以上でございます。</p>
職務代理	では、第34号議案について、何かご質問等はございませんか。
委員	(なし)
職務代理	<p>他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第34号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	全員挙手 (原案可決)
職務代理	<p>第34号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他ということで事務局から何かありますか。</p>

事務局	<p>報告事項</p> <p>○選挙出前トークについて（市内小学校及び旭野高等学校）</p> <p>○明るい選挙啓発ポスターコンクール応募作品の展示について</p>
職務代理	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>